



あなたの**みらい**が**ふくらむまち**

# 海野隆議会報告

ホームページ・ブログは:[海野隆 阿見町](#)で検索 改題 VOL1-14  
メール:[sougousenryaku@gmail.com](mailto:sougousenryaku@gmail.com) 海野隆後援会へのご支援もお願いします

## 決算委員会は否決

平成26年9月議会は、9日に開会し26日までの18日間開催されました。

平成25年度の阿見町の予算執行が正しかったかどうかについて、町民の目線でチェックするのが「決算議会」です。私は、決算特別委員長として委員会運営にあたりました。委員会では「一般会計」については認定せず、その他の「特別会計」は認定することになりましたが、本会議ではすべての決算が認定されました。

その他の条例一部改正、補正予算についても可決されました。私は「一般会計決算は認定せず」「その他については賛成」しました。反対の理由等詳細はブログをご覧ください。

今定例議会で可決された主な議案は以下の通りです。

- 国の子ども・子育て支援関連3法施行に伴う条例の制定・改廃。
- 一般会計及び特別会計補正予算
- 阿見町消防の稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入について

## 避難計画策定困難

### 1 町長の政治姿勢について

- (1) 町長選挙の収支報告書について
- (2) 町顧問弁護士の選定について

4月1日から町の顧問弁護士が交代しました。新たに顧問弁護士となった眞鍋涼介弁護士は、町の機関である議会及び同僚議員に対して、工事を

請け負った業者の代理人として、平成25年9月議会の一般質問を掲載した「あみ議会だより138号」の該当記事を名誉毀損にあたり謝罪要求をした人物です。しかも、4月1日時点ではこの業者の代理人であると思われ、双方代理状態に陥る可能性があったと思われます。こうした弁護士を、阿見町の顧問弁護士として契約した経緯について聞きました。

### 2 原子力災害対策について

#### (1) 茨城県の避難計画について

茨城県から原電東海第二原発過酷事故を想定した避難計画が示されました。原子力施設からおおむね30キロメートルの範囲のUPZ（緊急時防護措置準備区域）に居住する約96万人が避難対象となり、UPZ外の県内の30市町村に44万人、県外に52万人が避難する計画となっています。阿見町はひたちなか市からの避難住民を受け入れる計画となっています。阿見町としてこの計画に対して、どのように対応するのか、町民への周知や実際の避難受入れ訓練等はどうに実施する考えなのか、茨城県や日本原電などの協議等はどうに行っているのか、これまでの経過も含めて聞きました。

#### (2) 稲敷地区6市町村放射能対策協議会の要望事項について

### 3 古民家や近代歴史遺産の保存及び活用について

- (1) 井関農機内の旧軍施設や行幸記念碑、旧海軍将校俱樂部建物について
- (2) 古民家・山中家住宅の保存について
- (3) 阿見町史の改定について、特に民俗編について
- (4) 歴史民俗資料館について

### 4 放課後児童クラブの現状について

- (1) 放課後児童クラブの業務委託について
- (2) 指導時間延長など要望事項について

**P2** 阿見町で保育所を利用している共働き世帯が、小学校に子供を入学させると次のような問題が起こります。1、保育園に比し学童保育での預かり時間は短縮されてしまう、2、土曜保育が学童では殆ど利用できない、3、災害時（台風、雪、地震）に学童が利用できない、などの問題があり、「小1の壁」などと言われています。阿見町で子育てをするすべての町民が安心して働けるように、保育時間延長などについて、対策を取る考えがあるか聞きました。

## 5 本郷地区に予定されている新小学校のプール整備について

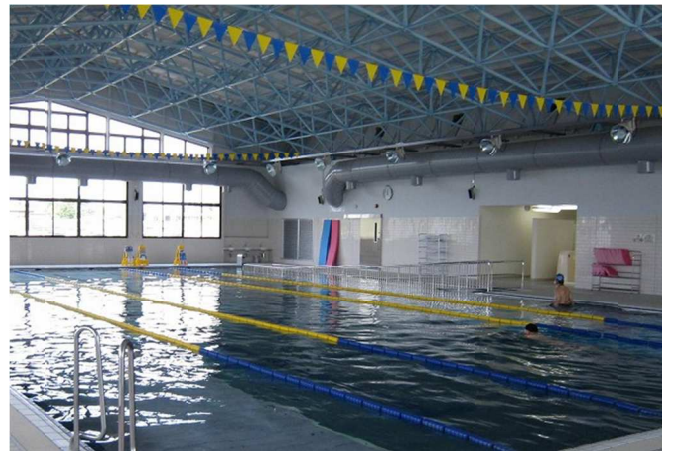
### （1）本郷地区に予定されている新小学校建設のプール整備について

学校再編計画と並行して進行している本郷地区に建設される予定の小学校整備計画にはプール整備方針が見当たりません。本郷地区新小学校建設検討委員会における論議、阿見町教育委員会での論議等、これまでのプール整備に関する詳細な経緯と考え方を聞きました。

### （2）阿見町学校プールについて

学校プールを再編して2か所程度の町民共用の全天候型温水プールを整備すべではないかと執行部の考えを聞きました。

## 新小学校にプールは整備しない/町長答弁



こんなプールを整備しましょう  
ひたち野うしく小学校屋内プール

広報あみ9月号をご覧いただいたように、町は本郷地区に新設される小学校にはプールを整備しないという方針です。

町長は、9月議会の私の一般質問に対して「整備しない」と断言しました。教育長も同様に「整備の計画はない」という答弁でした。この方針は、町の教育委員会でも新小学校建設検討委員会でも全く議論がされていないにもかかわらず、このような大事な方針が議論もなく、トップの一存で決定されるというのは、まったく間違った手法です。

町長は、今ある既存の他の学校プールを利用して水泳授業をやるという考えのようです。私どもが提案していた学校プールを再編して2か所程度の町民共用の全天候型温水プールを整備すべきだという考えとは大きな隔たりのある答弁でした。通常プール整備費用は数千万円～1億円程度です。町には財政調整基金が37億円程度あり、他市町村と比較して厳しい財政状況では全くありません。せめて住民への丁寧な説明や意見を聞く場を設ける必要があると考えます。

プールが必要だと思われる方は、教育委員会への説明要請や署名を集めて、陳情や請願活動をする必要があります。

## 無料法律・生活相談



●地域や家庭での日常生活上の問題や法律に関わる問題などに遭遇して解決できずに悩んでいる方の相談に応じます。予約が必要です。

予約は、090-1548-5294

●夫婦・親子、結婚・離婚、相続・遺言、土地・家屋の売買や賃借、金銭貸借（クレジット・サラ金）、中小企業の経営問題、労務などについて弁護士が相談に応じます。●交通事故の示談交渉（弁護士への相談をお勧めします）や医療事故、損害賠償請求、名誉棄損など人権問題なども弁護士が相談に応じます。

**議会への要望や意見もお寄せ下さい。  
ホームページやブログもご覧ください。**